5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Kusuoka, Director, Nationai Hospital Organization Osaka National Hospital

⑵　Classification of the products to be procured : 4

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Otsuka normal saline 2-port (100㎖／1kit) 1case (10kits) 9653cases

②　Oypalomin (300mg・100㎖／1kit) 1case (5kits) 603cases

⑷　Delivery period : From the day of concluding a contract to March 31, 2012

⑸　Delivery place : National Hospital Organization Osaka National Hospital

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization(NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;

②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;

③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kinki Region ;

④　prove to have obtained the firstclass-license for selling drugs in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law ;

⑤　prove that they can deliver the drugs on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;

⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;

⑺　Time-limit for tender : From the gazetted date to 10 : 00 A.M. June 28, 2010

⑻　Contact point for the notice : Taku Shiomi, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Osaka National Hospital, 2―1―14 Hoenzaka Chuo-ku, Osaka-shi, Osaka-fu 540―0006, Japan. TEL 06―6946―3555 ext.2325

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月7日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　京都第二外環状道路長岡京高架橋奥海印寺工区工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）京都府長岡京市下海印寺地先（至）京都府長岡京市奥海印寺地先

⑷　工事内容　工事延長　L＝400m　4径間連続ＰＲＣラーメン箱桁橋（L＝169.5m、最大支間長L＝43.0m）1橋、5径間連続ＰＲＣラーメン箱桁橋（L＝221.5m、最大支間長L＝53.0m）1橋、二枚壁式橋脚（H＝14.6mからH＝16.6m）2基、壁式橋脚（H＝14.5mからH＝19.1m）7基、逆Ｔ式橋台（H＝15.0m）1基、ベノト杭（φ1,500mm　L＝15.0mからL＝35.5m）110本

⑸　工期　平成24年9月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート19,086m^3、鉄筋3,261ｔ、鋼材224ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年5月7日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「京都第二外環状道路長岡京高架橋奥海印寺工区工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）と橋梁上部工事の施工を各々1社で分担する2社による組合せとし、下記(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たす者とする。

(ｱ)　橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、異工種ＪＶ又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の橋梁下部工事（基礎工を含む。）の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成7年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｴ)までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。